

Q 業務災害での休業期間中に解雇予告はできるか、予告期間中に解雇制限事由が発生したときはどうなるか

A 労基法 19 条では、解雇制限の期間中は、解雇することができないとされていますが、解雇の予告までは制限されていません。

例えば、休業期間の最後の日に解雇の予告をしておけば、30 日経過後に労働契約を終了させることも可能です。

また、休業前になした解雇の予告そのものが無効となるわけではないので、休業期間とその後 30 日を経過すれば、解雇の効力が発生します。

なお、休業期間が非常に長く、以前になした解雇の予告は社会通念上効力を失うと認められる場合は、改めて予告を行う必要があります。